

第27回参議院議員通常選挙 投票立会人募集要項

1 対象となる選挙および投票所

令和7年7月28日任期満了に伴う第27回参議院議員通常選挙の各投票所

2 従事する投票所

【当 日】市内20投票所のうち、応募者が属する投票所

【期日前】①みくに市民センター ②丸岡支所 ③春江支所 ④坂井市役所

3 従事日時

【当 日】7月20日（日） 午前6時40分から午後9時頃まで（予定）

【期日前】7月4日（金）から7月19日（土）のいずれか

午前8時15分から午後8時15分頃まで（予定）

4 応募資格

市の選挙人名簿に登録されている人で、選挙権を有する人

5 募集人員

【当 日】40名（20投票所×2名）

【期日前】延べ128名（4期日前投票所×2名×16日間）

6 応募方法

選挙管理委員会および各支所にある応募用紙、または坂井市ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会または各支所に本人が持参してください。

7 報酬等

坂井市規則で定める報酬（【当日】10,900円、【期日前】9,600円）から源泉徴収した後の金額を、口座にお振込みします。

※湯茶は用意しますが、食事代（弁当）、交通費はお支払いしません。

※報酬額は、法改正等により変更する場合があります。

8 選任の方法

応募者の中から選出し決定します（応募者多数の場合は、抽選（非公開）とさせていただきます）。また、選任された方には、後日連絡させていただきます。

9 応募期限

令和7年5月30日（金）午後5時

10 立会人の主な仕事

投票立会人は、選挙の公正を確保するため、期日前投票所または投票日当日の投票所において、1 か所につき 2 人が選任され、投票事務全般に立ち会います。また、必要に応じて、投票管理者（投票所の責任者）に対し意見を述べることもできます。

なお、職務内容に関して分かりにくいことがあれば、各投票所で必要に応じて説明します。

- ・ 投票所の開閉に立ち会うこと
- ・ 最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと
- ・ 投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの一連の行為に立ち会うこと
- ・ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと
- ・ 投票録を確認し、署名すること
- ・ 投票日当日は、開票所に投票箱を送致する際、投票管理者に同行すること（2 人のうち 1 人が同行）

など

11 注意事項

公示日 7 月 3 日（木）、投票日 7 月 20 日（日）を想定したものであり、今後、変更になる場合があります。

12 その他

- ・ 立会中は投票所から出られません。また、原則、食事およびトイレ以外の理由で離席はできません。（休憩や食事は、投票所施設内の別室等でさせていただきます。）
- ・ 投票所内では、携帯電話の使用や私語はお控えください。
- ・ 立会中に知り得た情報を、他人（家族含む）へ漏らすことはできません。

<問合せ先> 坂井市選挙管理委員会事務局

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄第1号1番地

坂井市役所 3F 総務部総務課内

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日・祝を除く）

電話：0776-50-3015（直）

メール：soumu@city.fukui-sakai.lg.jp